

旅館業法施行条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(標識の設置等)</p> <p>第3条 法第3条第1項に規定する許可を受けて旅館業を営もうとする者（以下「申請予定者」という。）は、周辺住民等（旅館業を営もうとする施設がある建物に係る敷地及びその敷地からの距離が20メートル以内の土地に存する建物を所有する者、当該建物に居住する者、当該建物を管理する者等をいう。以下同じ。）に旅館業に係る営業計画の周知を図るため、当該許可の申請に先立って、墨田区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、標識を設置し、その旨を区長に届け出なければならない。ただし、現に旅館業の許可を受けて営業している者の<u>地位の承継</u>及び名義変更については、この限りでない。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第3条 法第3条第1項に規定する許可を受けて旅館業を営もうとする者（以下「申請予定者」という。）は、周辺住民等（旅館業を営もうとする施設がある建物に係る敷地及びその敷地に隣接し、又は近接（その敷地からの距離がおおむね10メートルの範囲をいう。）する土地に存する建物を所有し、又は建物に居住する住民等をいう。以下同じ。）に旅館業に係る営業計画の周知を図るため、当該許可の申請に先立って、墨田区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、標識を設置し、その旨を区長に届け出なければならない。ただし、現に旅館業の許可を受けて営業している者の<u>承継</u>及び名義変更については、この限りでない。</p>
<p>2 〔略〕</p> <p>(説明会の開催等)</p> <p>第4条 申請予定者は、規則で定めるところにより、周辺住民等に対し、説明会の開催又は戸別訪問（以下「説明会等」という。）により旅館業に係る営業計画について説明し、その内容を区長に報告しなければならない。ただし、現に旅館業の許可を受けて営業している者の<u>地位の承継</u>及び名義変更については、この限りでない。</p>	<p>2 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第4条 申請予定者は、規則で定めるところにより、周辺住民等に対し、説明会の開催又は戸別訪問（以下「説明会等」という。）により旅館業に係る営業計画について説明し、その内容を区長に報告しなければならない。ただし、現に旅館業の許可を受けて営業している者の<u>承継</u>及び名義変更については、この限りでない。</p>
<p>2 〔略〕</p> <p>(宿泊者の衛生に必要な措置等の基準)</p> <p>第7条 法第4条第2項の規定による条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>現に旅館業が営まれている施設</u>（以下「営業施設」という。）については、次の換気措置を講ずること。</p> <p>ア・イ 〔略〕</p> <p>(2)～(12) 〔略〕</p>	<p>2 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第7条 〔同左〕</p> <p>(1) <u>旅館業の営業に係る施設</u>（以下「営業施設」という。）については、次の換気措置を講ずること。</p> <p>ア・イ 〔略〕</p> <p>(2)～(12) 〔略〕</p>

<p>(営業者の遵守事項)</p> <p>第9条 営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 次条第10号ただし書の管理事務所等及び同号アの部屋には、事故の発生又は営業施設から発生する騒音その他の事象による周辺の生活環境の悪化（以下「生活環境の悪化等」という。）を認識することができるようするため、営業時間中に営業従事者を常駐させ、営業施設の周辺の状況を常時確認すること。</u></p> <p>(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第10条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第8号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>10 営業時間中に営業従事者が常駐するための次の設備を設けること。ただし、生活環境の悪化等を認識することができるよう、規則で定める場所に管理事務所等を設ける場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>ア 十分な広さを有し、客室を通らずに出入りすることができる部屋</u></p> <p><u>イ 客室外に設ける営業従事者が利用することができる便所</u></p> <p>(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第11条 政令第1条第2項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>	<p>[同左]</p> <p>第9条 [同左]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[同左]</p> <p>第10条 [同左]</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[同左]</p> <p>第11条 [同左]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 適当な規模の玄関帳場若しくはフロント又はこれに類する設備を設けること。</u></p> <p><u>ただし、規則で定める基準に適合するときは、これらの設備を設けることは要しない。</u></p>
--	--

2 [略]	2 [略]
3 <u>前条第1号、第3号イ及びウ並びに第4号から第10号までの規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。</u>	3 <u>前条第3号イ及びウ並びに第4号から第9号までの規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。</u>

## 付 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### (適用除外)

2 この条例の施行の際、現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による旅館業の営業の許可の申請がされている施設及び同項の規定による旅館業の営業の許可を受けている施設については、この条例による改正後の第9条第6号、第10条第10号並びに第11条第3項の規定により準用する第10条第1号及び第10号の規定は適用しない。